

「岸和田市住民投票条例」の一部改正（案）について 市民のみなさまのご意見を募集します。

岸和田市住民投票条例を、下記のとおり一部改正いたします。改正案について、みなさまのご意見を募集します。

改正の概要

住民投票の投票資格者の要件の一部改正

現在、本市の住民投票条例では、特別永住者・永住者以外の外国人（以下「その他外国人」という。）について、「引き続き3か月以上岸和田市に住所を有し、かつ引き続き3年を超えて日本に住所を有する」ことを投票資格要件としている。

この要件について、社会情勢の変化や外国人住民との共生の観点、住民投票条例の実効性の確保の観点から、「引き続き3か月以上岸和田市に住所を有していること」を投票資格要件とすることに改正する。

現行の岸和田市住民投票条例の概要や改正に至る背景については、次ページ以降をご参照ください。

1. 現行の住民投票条例の概要とポイント

【概要】

市民自らの発意（請求）により、本市が直面する将来にかかわる重要課題について、**投票資格者**に原則二者択一で賛否を問うもの。住民投票の結果について、市はこれを尊重しなければならない。

間接民主主義を補完する制度であり、自治基本条例で保障する**市民参画制度の中のひとつである**。

【ポイント】

（重要課題）

◎市と住民全体に利害関係を有する事案であって、直接賛否を問う必要があるものが対象。

※ただし、市長が住民投票に付することが明らかに適当でないと認める事案は対象外とする。

（投票結果）

◎**法的拘束力のない諮問型の住民投票である**。

◎市長や市議会は、投票率の高低や投票結果等を総合的に判断し、結論を出す。

（投票資格者）

◎18歳以上で、本市に引き続き3か月以上住所を有する

└	日本人
└	特別永住者・永住者
└	日本に3年を超えて住所を有する外国人

※住民投票条例の詳細については、逐条解説をご覧ください。

2. 現行の住民投票条例における外国人の投票資格について

自治基本条例では、「市民」を「市内に住み、働き、もしくは学ぶ人又は市内に事業所をおき市内で事業活動を行う者」と定義し、「市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとまちづくりを進めるため、協働するように努める」ことを規定しており、日本人に限らず外国人も市政に参画し、国籍を問わず市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力し合うことが求められている。

このため、現行の住民投票条例では、日本人だけではなく、外国人についても、投票資格者としている。

特別永住者、永住者以外の外国人における日本に3年を超えて滞在しているという要件については、条例制定当時（平成17年）に、3年を超えて日本に滞在していれば、日本の風土や文化、慣習に触れ、地方の問題についても日本人とともに考えるだけの知識を身に付けるに至っているという考えから付されたものである。

3. 投票資格要件の一部改正の背景について

【自治基本条例推進委員会における審議】

公募市民、学識経験者、公共的団体等の代表者で構成され、自治基本条例及び関連条例が、急激な時代の変化に即応したものであり続けているかどうか、形骸化したものになっていないかを調査、審議する第4期岸和田市自治基本条例推進委員会において、自治基本条例に関する制度等の見直しという観点から、住民投票条例についても議論が交わされ、令和元年7月18日に市長へ下記建議がなされた。

（建議内容）

「現代社会では、情報化や国際化が飛躍的に進み、海外に居ながらにして日本の文化や風習、慣習等を理解、熟知することは容易であると考えられる。また、日本人や特別永住者、永住者については本市に3か月以上居住していれば、本市が直面する将来にかかわる重要課題に対して判断できるとしている。これらを踏まえた上で、住民投票条例第3条第2項第3号に規定する定住外国人を『引き続き3年を超えて日本に住所を有する者』から『引き続き3か月以上本市に住所を有する者』へ、条例を改めることを検討されたい。」

【建議を踏まえた市の結論】

建議内容をもとに改正の必要性を市において検討した結果、建議と同じく、国際化が進み、さまざまな場面で外国人に対する生活情報が多く発信されており、また、情報化が進み、生活情報取得等に用いるスマートフォンやタブレット端末等の携帯情報端末等が普及し、自動翻訳技術も向上していることから、条例制定当初と比較して容易に情報を取得できる環境が整っていることを確認。

このため、本市において住民投票を実施する際は、外国人も市民参画が行いやすいよう、適切に情報発信・情報共有に努めることにより、3か月以上の市内在住で、日本人とともに市政に関して考え判断することができると整理。

よって、**これまで日本に3年を超えて滞在していることを投票資格要件としてきたその他外国人について、日本人や特別永住者・永住者と同様の本市に3か月以上在住していることを投票資格要件とする改正を行うことが適当であると判断。**

住民投票の実施手続きの主な流れ

①請求代表者証明書の交付申請

住民投票を請求しようとする人は、請求の要旨を記した書面を添えて、まず、住民投票請求代表者証明書の交付申請を行う。市長は、申請内容を審査する。

②署名活動

申請が適正であれば、代表者証明書が交付され、代表者が中心となって、1 か月間署名活動を行う（投票資格者総数の4分の1以上の署名が必要）。

③住民投票の請求

署名が集まれば、選挙管理委員会が署名簿を審査する。正当であれば、代表者はこれを添えて市長に正式に住民投票の請求を行う。

④住民投票の実施

住民投票が実施される。選挙と同じように代理投票や点字投票ができるほか、告示の日から投票日の前日までは期日前投票、不在者投票も可能。

⑤住民投票結果の告示と通知

住民投票の結果が確定すると、その結果を住民に公表し、市長と市議会は住民投票の結果を尊重しながら課題の解決を図る。

一部改正をした場合の投票資格者数の変化について

本市における住民投票資格者数（R1.9.1現在）

投票資格者総数	161,617人	100.00%
日本人	160,151人	99.09%
外国人	1,466人	0.91%
特別永住者	763人	0.47%
永住者	357人	0.22%
その他外国人	346人	0.21%

投票資格者総数	162,466人	100.00%
日本人	160,151人	98.58%
外国人	2,315人	1.42%
特別永住者	763人	0.47%
永住者	357人	0.22%
その他外国人	1,195人	0.76%

仮に、令和元年9月1日現在の外国人投票資格者で考えたとき、その他外国人の投票資格要件が変わると、849人の外国人投票資格者が増える。（全投票資格者のうち外国人投票資格者が占める割合は0.55%増加）

〈参考：外国人人口推移〉（各年末時点）

H28	2,102人	H29	2,165人	H30	2,288人
-----	--------	-----	--------	-----	--------

その他

◎平成24年の外国人登録法の廃止に伴い、平成27年以降、市において「引き続き3年を超えて日本に住所を有する」という要件を確認できなくなったため、前住所地の他市町村へ照会することによって、日本に引き続き3年を超えて住所を有することを確認し、投票資格者名簿を調製している。

◎実際に住民投票を実施する場合は、請求から90日以内に実施することとなっているが、確認事務が本市のみで完了できないことから、期限までに投票資格者名簿の調製が完了できず、住民投票実施に支障が生じる可能性が高い状況にある。